

岩手県道路パトロール業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、岩手県が公募により実施する令和8年度道路パトロール業務委託(以下「業務委託」という)に適用する。

2 本業務の履行に当たっては、「岩手県道路パトロール業務委託実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施しなければならない。

3 実施要領に対する特記事項は、次のとおりとする。

(用語の定義)

第2条 この要領及び特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統括等を行う者で、契約書第3条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者(管理技術者を除く。)で、「道路パトロール員」及び「道路パトロール運転員」をいい、業務に関わる関係法令、通達及び要領を十分理解し、管理技術者の指揮のもとに適正かつ迅速に業務を実施する者をいう。
- (3) 「道路パトロール員」とは道路パトロール業務に従事する者を、「道路パトロール運転員」とは道路パトロール運転業務に従事する者をいう。
- (4) 「調査職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う土木部等の職員で、道路監理員の任命を受けている者をいう。
- (5) 「道路監理員」とは、道路法第71条第4項の規定に基づき定められた道路監理員規程(昭和46年7月6日訓令第16号)により「道路監理員」に任命された職員をいう。
- (6) 「道路パトロール」とは、道路が常時良好な状態に保てるよう、道路及び道路の利用状態を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上必要な情報及び資料を収集することを目的とし、実施要領第5条から第11条までの規定に定める業務を適正に実施することをいう。

(貸与図書等)

第3条 受注者は、発注者から貸与を受けた図書(道路パトロールに必要な図面等)について、善良なる管理を行わなければならない。また、委託業務終了時には貸与図書等を返却し、調査職員の確認を受けるものとする。

(道路パトロールの実施等)

第4条 道路パトロールは、次の各号により実施する。

- (1) 本業務委託の道路パトロールは、各月ごとに調査職員が作成する道路パトロール計画表により通常パトロールを実施するものとする。ただし、定期パトロール、夜間パトロール、異常時パトロールなど調査職員の指示がある場合は、この限りではない。
- (2) 道路パトロール車は発注者が準備し、受注者に使用させるものとする。なお、使用に当たっては、「道路パトロール車使用要領」によるものとする。
- (3) 道路パトロール終了時には、道路パトロールの記録を整理し、調査職員に報告とともに、道路パトロール日誌に記載して勤務時間終了時までに提出するものとする。
- (4) 道路パトロールは、原則として道路パトロール員及び道路パトロール運転員により行うもの

[ここに入力]

とする。

- (5) 調査職員の指示による定期パトロール等を実施した場合は、発注者、受注者協議の上、必要に応じて業務委託契約の変更を行うものとする。

(業務委託実施計画書)

第5条 受注者は、契約締結後15日以内に、契約書第5条に基づき次に掲げる事項を記載した「道路パトロール業務委託実施計画書」(以下「業務計画書」という。)を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者等業務委託に従事する職員の氏名、年齢、経歴等
- (2) 道路パトロールの場所、期日、担当者の配置等の計画
- (3) その他の業務処理上、確認すべき事項

2 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(道路パトロール業務)

第6条 道路パトロール業務は、次の各号による。

- (1) 道路パトロールは、原則として8時30分から17時15分の間に実施するものとする。
- (2) 道路パトロールは、月曜日から金曜日の5日間とする。(岩手県の休日に関する条例(平成元年条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)ただし、調査職員の指示による場合は、この限りでない。
- (3) 軽維持作業(実施要領第7条)の範囲は次のとおりとする。
ア その場で短時間に処理できる程度のものとする。
イ 当日の予定コースの巡回が可能な範囲での作業に限るものとする。

(道路パトロール中の措置)

第7条 道路パトロール員は、道路パトロール中において道路等に異常を認めたときは、実施要領第6条による措置を講ずるものとする。

(管理技術者)

第8条 管理技術者は、業務の適正な履行を確保するため、道路パトロール員及び道路パトロール運転員を指揮、監督しなければならない。

(道路パトロールの路線等)

第9条 道路パトロールの路線、区間等は、別記1のとおりとする。

(事故報告)

第10条 受注者は、業務履行中に事故が発生したときは、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(道路パトロール車の任意保険)

第11条 道路パトロール車の任意保険については、別記2の補償内容以上のものとし、受注者において加入すること。

(打合せ)

第12条 道路パトロール員は、当日の道路パトロールの重点事項について、調査職員と打合せを行うものとする。

2 管理技術者は、月1回、調査職員と業務内容について打合せを行うものとする。ただし、必要あ
[ここに入力]

る場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第13条 受注者は、業務を遂行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。

（その他）

第14条 その他定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者、受注者の協議により定めるものとする。

[ここに入力]

別記1 道路パトロールの路線等（第9条関係）

路線名	区間	実延長(km)
一般国道107号	遠野市花巻市境～花巻市北上市境	6.1
一般国道283号	遠野市花巻市境～花巻市高木	15.4
一般国道396号	遠野市花巻市境～花巻市紫波町境	12.0
一般国道456号	紫波町花巻市境～花巻市北上市境	23.3
主要地方道花巻大曲線	花巻市高木～花巻市西和賀町境	31.9
主要地方道盛岡和賀線	紫波町花巻市境～花巻市北上市境	21.4
主要地方道紫波江繫線	紫波町花巻市境～遠野市宮古市境	22.0
主要地方道江刺東和線	奥州市江刺区花巻市東和町境～花巻市東和町	1.1
主要地方道花巻北上線	北上市花巻市境～花巻市高木	3.1
主要地方道花巻平泉線	花巻市二枚橋～花巻市北上市境	22.3
主要地方道北上東和線	北上市花巻市境～花巻市東和町安儀	5.7
主要地方道盛岡大迫東和線	盛岡市花巻市境～花巻市東和町安儀	32.7
一般県道石鳥谷大迫線	花巻市石鳥谷町好地～花巻市大迫町龜ヶ森	10.5
一般県道花巻和賀線	花巻市大通り～花巻市北上市境	9.9
一般県道花巻和賀線(B)	花巻市中根子～花巻PAスマートIC料金所	0.2
一般県道石鳥谷花巻温泉線	花巻市石鳥谷町八幡～花巻市湯本	7.9
一般県道石鳥谷停車場線	花巻市石鳥谷町石鳥谷駅前～花巻市石鳥谷町好地	0.3
一般県道下宮守田瀬線	遠野市花巻市境～花巻市東和町田瀬	11.0
一般県道志和石鳥谷線	紫波町花巻市境～花巻市石鳥谷町好地	1.2

[ここに入力]

一般県道花巻空港停車場線	花巻市花巻空港駅前～花巻市二枚橋	0.6
一般県道羽黒堂二枚橋線	花巻市大迫町亀ヶ森～花巻市石鳥谷町江曽	8.3
一般県道土沢停車場線	花巻市東和町土沢駅～花巻市東和町土沢	0.6
一般県道八重畠小山田線	花巻市石鳥谷町八重畠～花巻市東和町前田	7.7
一般県道花巻雲石線	花巻市豊沢～花巻市雲石町境	7.3
一般県道南笹間黒沢尻線	花巻市南笹間～花巻市北上市境	1.7
一般県道清水野村崎野線	花巻市横志田～花巻市北上市境	6.5
一般県道中寺林犬渕線	花巻市石鳥谷町中寺林～花巻市紫波町境	5.0
一般県道花巻田瀬線	花巻市高松～花巻市東和町田瀬	18.1
一般県道盛岡石鳥谷線	紫波町花巻市境～花巻市石鳥谷町北寺林	3.4
一般県道東和花巻温泉線	花巻市東和町土沢～花巻市湯本	14.6
一般県道東宮野目二枚橋線	花巻市東宮野目～花巻市葛	3.5
一般県道花巻空港インタ - 線	花巻市下似内～花巻空港インタ - チェンジ	0.5
一般県道花巻停車場花巻温泉郷線	花巻市花巻駅前～花巻市台	10.1
一般県道花巻停車場花巻温泉郷線 (B)	花巻市西鉛～花巻市前野	0.5
一般県道山の神西宮野目線	花巻市山の神～花巻市西宮野目線	5.8
一般県道花巻南インタ - 線	花巻市南インタ - ～花巻市上根子	0.6
一般県道北上花巻温泉自転車道線	北上市花巻市境～花巻市湯本	14.1
一般県道遠野東和自転車道線	遠野市花巻市境～花巻市東和町田瀬	2.8
合 計		349.7

[ここに入力]

別記2 道路パトロール車の任意保険（第11条関係）

1 任意保険の補償内容

- (1) 対人補償 無制限
- (2) 対物補償額 無制限
- (3) 搭乗者障害 1,000万円
- (4) 車両保険 免責7万円
- (5) 対象期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの業務期間とする。

車両の仕様

道路パトロールカーの仕様は、次のとおり。

- (1) 道路維持用作業車両（道路パトロールカー、8ナンバー）
- (2) 5ドア車（バックドア含む）
- (3) 排気量 2,000cc以上
- (4) 乗車定員5名
- (5) 4輪駆動
- (6) 寒冷地仕様
- (7) レギュラーガソリン使用

（注）上記(1)～(7)については、土木部等が所有し、貸与する道路パトロールカーの仕様を記載すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1）在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2）特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（指示、報告等）

第6 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。